5　認証を行う事務所の名称及び所在地

一　一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会　本部
東京都港区新橋一丁目18番6号　共栄火災ビル

二　一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会　中央検査所
神奈川県綾瀬市深谷中八丁目5番7号

三　一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会　山梨支所
山梨県韮崎市富士見一丁目7番3号　清水ビル

四　一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会　大阪支所
大阪府大阪市中央区本町四丁目5番3号　大和本町ビル

五　一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会　名古屋支所
愛知県名古屋市熱田区金山一丁目8番13号　彫清ビル南館

○関東地方整備局告示第三百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十四日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小山市大字千駄塚字道西三五八番四から同市大字粟宮字宮内一五八〇番一まで	前	一二・二九～四五・一一メートル	一・四〇七キロメートル
	後	一五・〇七～四六・七三	一・四〇七

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十四日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
那須塩原市三島二丁目一四番一〇から同市三島二丁目一四番一二まで	前	一一・一三～一一・四二メートル	〇・〇六三キロメートル
	後	一三・二一～一三・二六	〇・〇六三

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十四日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	茅野市金沢字宮平四八三六番二から同市金沢字堀四八四七番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月二十四日

○関東地方整備局告示第三百二十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十七年八月二十四日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十七年八月二十四日　関東地方整備局長　石川　雄一

建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式

製造者の住所・氏名	東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号　前澤化成工業㈱ 代表取締役社長　窪田　政弘
工場の所在地及び名称	茨城県筑西市下江連1250番地　㈱ハウステック　結城工場 兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場

認定番号	浄化槽の名称
3－15－H－001	マエザワ浄化槽　VRCⅢ－5型
〃　－1	〃　VRCⅢ－7型

○中国地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十四日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字下宮尻一四四番一から同県西伯郡大山町田中字屋敷下通九三四番二まで	前	A　一一・五〇～一二・一八メートル B　一〇・八九～一七・六〇	A　一・二一二キロメートル B　一・二三一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一一・五〇～一二・一八 B　一〇・八九～一七・六〇	A　一・二一二 B　一・二三一	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十四日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三号	唐津市山本字中尾六四五番一四から同市山本字小森二六一番七まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月二十四日